

●香川県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の3第1項の規定に基づき指定車両移動保管機関として指定した法人の代表者の氏名の変更について、指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国  
家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成19年8月3日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

名 称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
財団法人香川県交通安全協会	佐藤敬一郎	浅羽喜二郎	平成19年5月29日